

<収入とは>

- 扶養認定における収入とは、継続性(年1回以上)があり生活費に充当できるものすべてを指します。
- 税法上とは異なり、課税・非課税の区別なく、総支給額や売上額を収入とみなします。
- 退職金、不動産売却、遺産相続などの一時的な収入は合算しません。

[収入となる主なもの]

・給与 ・賞与 ・営業収入、不動産収入、農業収入 ・雇用保険、傷病手当金、出産手当金(日額)
 ・老齢年金・遺族年金・障がい年金・労災年金などの公的年金 ・企業年金・個人年金保険などの私的年金
 ・株式配当金 ・奨学金(給付型) ・司法修習生の修習資金 ・年1回以上の原稿料、出演料、印税 など

<生計費とは>

- 扶養認定における生計費とは、日常の生活を営むに当たり、継続的(年1回以上)に必要な商品やサービスを購入すると同時に、現金・カード・商品券等を用いて実際に支払った金額を指します。
- 住宅ローン・借金の返済、貯蓄性のある保険掛金、税金、社会保険料、有価証券購入などは生計費に含まれません。

食料費	飲食に供される食品及びこれに伴うサービスに対する支出 例) 食料、飲料、外食、出前、給食 など
-----	--

住居関係費	家賃地代	住宅・土地の賃借に関する支出 (住宅・土地の購入、新築・増改築、住宅ローン返済は含めない) 例) 家賃、借地代 など
	設備修繕・維持	住宅や設備の維持に関する貯蓄性・財産性のない支出 (突発的・一時的なものも含めない) 例) 掛け捨て型の火災・地震保険料 など
	光熱・水道	住宅の照明、冷暖房など家事に用いるエネルギー及び上下水道料に対する支出 例) 電気代、ガス代、灯油代、上下水道料 など
	家事用品	炊事・洗濯・掃除・裁縫などに用いる消耗品及びサービスに対する支出 (年1回以上のもの) 例) 電球、タオル、洗剤、ティッシュ・トイレットペーパー、ポリ袋・ラップ、殺虫・防虫剤、 汲排水、浄化槽清掃代 など

被服・履物費	被服、履物及びこれらに伴うサービスに対する支出 例) 洋服、下着、靴、クリーニング代 など
--------	--

雑費 I	保健医療	健康の維持、疾病の治療のために必要な商品及びサービスへの支出 例) 医科・歯科診療代、医薬品、紙おむつ・マスク・絆創膏などの衛生用品、 矯正用の眼鏡・コンタクトレンズ、健康診断受診料 など
	交通・通信	人の移動、物の運送、情報の伝達に必要な商品及びサービスへの支出 例) 電車・バス・タクシー代 (通学・通院など使用が必須なもの) 点検・車検代、ガソリン・その他消耗品代、契約駐車場代 (対象者が使用する車両のもの) 郵便料金、宅配料金、固定電話・携帯電話料金 など
	教育	学校教育法に定める学校で受ける教育・補習に必要な商品及びサービスへの支出 例) 授業料、修学旅行費、PTA会費、教科書、学習参考教材 など
	教養・娯楽	教養、娯楽、趣味などのために必要な商品及びサービスへの支出 例) 文房具、電池、趣味用品、新聞、書籍、NHK受信料、インターネット接続料 など

雑費 II	上記の項目に分類されない諸雑費 例) 理美容代、化粧品代、洗面用品代、掛け捨て型の医療保険、介護サービス代、 保育料・学童クラブ費、集合住宅の共益費、町内会費 など
-------	--

<月収の算出>

- 申請対象者の収入を月額に換算し合算します。
- ※ 給与: 直近3カ月の給与の総支給額 ÷ 3
- ※ 賞与: 総支給額 ÷ 対象月数(年2回支給であれば ÷ 6)
- ※ 自営業: (年間売上 - 原材料費) ÷ 12
- ※ 年金: 年額 ÷ 12
- ※ 失業給付: 手当日額 × 30
- ※ 傷病・出産手当金: 支給日額 × 30
- ※ 株式配当金: 年間配当額 ÷ 12

月 度 収 入 額	給与・賞与	円
	自営業収入	円
	公的年金	円
	私的年金	円
	雇用保険失業給付	円
	傷病手当金	円
	出産手当金	円
	株式配当金	円
	その他()	円
合計	円	

<月度生計費の算出>

- 申請対象者の月度生計費を費目に分けて算出します。
- 扶養認定における生計費は、一般的な生活を維持するための必需品への支出に限ります。(贅沢品は対象外)
- ※ 月度・季節によって変動するものは1年分 ÷ 12で換算
- ※ 公共料金など世帯単位で発生するものは世帯人数割で算出

月 度 生 計 費	住居関係費	食料費	円
		家賃地代	円
		設備修繕・維持	円
		光熱・水道	円
	家事用品	計	円
		被服・履物費	円
	雑費 I	保健医療	円
		交通・通信	円
		教育	円
		教養・娯楽	円
		計	円
	雑費 II	円	
	合計	円	

<主たる生計維持者の確認>

対象者の月度収入 < 対象者の月度生計費 ÷ 2 が成り立つことを確認してください

- 「主たる生計維持者」とは、生計費の半分以上を負担している方を指します。
- 対象者の月収が月度生計費の半分未満であり、その不足分を被保険者が負担していれば認定できる可能性があります。逆に、対象者の月収が月度生計費の半分を上回る場合は、対象者自身が主たる生計維持者となるため認定できません。
- 被保険者より高い扶養義務を負う方がいる場合は、その方の収入および生計費についても確認が必要になります。
- 認定を受けるために、一時的に支出を増やしたり金額を上乗せするなどして、生計費を増額することは認めません。
- 生計費の妥当性を確認するため、人事院が算定している「費目別、世帯人員別標準生計費」(下記参照)とかけ離れている場合には、実態を証明できるものの提示を求められます。

費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)

※令和5年8月7日公表 人事院勧告 参考資料より

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 33,220	円 33,500	円 52,750	円 72,000	円 91,240
住居関係費	円 46,640	円 49,610	円 45,080	円 40,550	円 36,020
被服・履物費	円 5,760	円 3,920	円 6,340	円 8,760	円 11,180
雑費 I	円 24,830	円 25,830	円 49,460	円 73,090	円 96,720
雑費 II	円 10,460	円 12,220	円 16,990	円 21,770	円 26,540
計	円 120,910	円 125,080	円 170,620	円 216,170	円 261,700